

<電機連合 福祉共済センター>

福祉共済センターは、1987年に電機連合(当時電機労連)第35回大会で、電機連合の総合的福祉を具体的に担う、セクションとし相互扶助を基本とした福祉共済制度を組合員に提供し、組合員の現在および将来の生活保障・向上に役立つことを目的に設立されました。

以来、今日まで電機連合加盟者約60万人のスケールメリットを生かし、自主福祉を中心とする総合的な福祉・共済活動を進めています。

福祉共済センターの共済制度は多彩です。ここでは主な制度をご案内します。

1. ねんきん共済

1)概要

ゆとりあるセカンドライフを送るための「積立年金制度」です。厚生年金等の不足分を補う生活資金作りに適しています。

2)特徴

①“ライフステージ”に合わせ、ムリなく、ムダなく、ナガク積立てが可能！！

- 口数制だから生活状況に応じた掛金をご自身で自在に決めることができます。

月払…年3回、半年払…年2回 掛金(口数)変更ができます。

- 一時払での積増しができます。(年2回まで)

- 繰延制度があります。(加入10年以上かつ満55歳以上の加入者。悠々プランは対象外)掛金の払込みをストップし、最長満65歳までお受取りを延期することができます。

- 継続制度があります。60歳以降も(最長65歳まで)引き続き継続可能です。(悠々プラン不可)

②税負担の軽減効果があります！！

- 積立期間中は利息に対する課税がありません。

- 生命保険料控除が適用されるため、税負担が軽減されます。

*ねんきん共済の掛金は個人年金保険料控除対象(加入時年齢満50歳未満)。ただし満50歳以上で加入、ならびに悠々プランは一般の生命保険料控除対象(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)。

- 脱退した場合の脱退一時金は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。(所得税法第34条、同法施行令第183条)※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。(復興財源確保法第9条)

*税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

③安心して加入できる2つの保証制度！！

- 元本保証制度

*掛金等には電機連合、生保、全労済等の手数料がかかりますので、短期間での脱退は元本割れします。この元本割れ部分を電機連合が保証いたします。

条件ア. 加入期間が1年以上〔加入期間1年以上とは月払13回、半年払3回以上掛金を払込むことをいいます。(一時払積立分:積立日から1年未満は保証しません)〕

イ. 自動脱退者(口座振替3回続けて不能)でないこと

ウ. 一部引出し(減口)をしていないこと(悠々プラン)

- 生命保険契約者保護機構

生保分について、責任準備金等の90%を補償する制度です。

*仮に5%委託している生保が破綻した場合でも99.5%(=95%+5%×90%)補償されます。

2. ファミリーサポート共済

1)概要

加入者が死亡や重度障がいとなった時に、家族の日常の生活費をサポートする制度です。万が一の場合、共済金を「年金方式」(分割)で受け取ることで、家族の日常生活をサポートします。

2)特徴

- ①加入者が死亡・重度障がいとなった場合にご家族へ共済金を年金方式(分割)でお支払いします
- ②電機連組合員のスケールメリットを活かした制度です
- ③万が一の場合に、ご家族への「精神的サポートサービス」もご用意しています
- ④満 65 歳まで継続可能です

3. けんこう共済

1)概要

がんを含めた病気やケガによる入院・手術と自宅療養など、13の給付金で幅広く手厚い「医療保障」と「所得保障」を備えています。

2)特徴

- ①自宅療養でも給付(休業補償)します
- ②ガンに手厚い補償があります
- ③入院は初日から 365 日分までの支払い
- ④日常生活やレジャーにも安心な特約も備えています
- ⑤「ガン特約」ガンと診断確定されたとき一時金 200 万円給付
- ⑥「介護特約」公的介護保険制度 要介護2以上の認定または所定の要介護状態となった場合介護給付金(一時金)を給付 ※申込の際に5つのコースから選択します。コースは、変更可能。(条件有)

4. ゆうあい共済(組織共済・全組合員対象)

1)概要

組合員とその家族が不幸にして、死亡または災害に遭われたときに見舞金や弔慰金をお支払する共済制度です。電機連合加盟の組合員が原則として全員加入しています。

2)掛金

1 人 20 円/月(組合費に含まれています)

3)給付内容

■死亡・高度障害見舞金

- (1) 死亡の事由にかかわらず、給付の対象とします。(原則)
- (2) 「高度障害」は、疾病による場合も、給付の対象に含むものとします。

■住宅・家財災害見舞金

- (1) 住宅災害見舞金は、原則として、本人および家族所有の「住宅(家屋)」が損害にあった場合に、給付の対象とします。
- (2) 家財災害見舞金は、原則として、本人および家族所有の「家財」が、住宅災害により損害にあった場合に、給付の対象とします。
- (3) 住宅災害見舞金の給付区分は、「住宅」の損害の程度により、①「全壊・全焼・全流失」、②「半壊・半焼・半流失」、③「床上浸水」の3段階に区分します。
- (4) 損害金額の算出にあたっては、次の基準で行います。

■組合活動中災害見舞金

電機連合本部、または、地協が主催(指示・要請)する組合活動や行事に参加した場合の災害を対象とし、目的地までの往復移動中に発生した災害も、これに含めます。

■その他

- (1) 夫婦・子供等が、同時に組合員の場合の給付については、「組合員単位給付」を基本にします。従って「夫」「妻」、「子供」等、各自に給付されます。
- (2) 「死亡・高度障害見舞金」と、「組合活動中災害見舞金」の組合員の死亡・高度障害見舞金については、併給できません。「住宅災害見舞金」の給付区分のうち(3)①「全壊・全焼・全流失」と②

「半壊、半焼、半流失」と③「床上浸水」で、同じ災害により複数の区分が該当となる場合は併給せずに、災害程度の重い区分、または同じ金額の場合はどちらか一方のみを給付します。

給付内容	共済金額	判断基準	送付書類	
死亡・高度障害見舞金	組合員 20万円	発生事由にかかわらず給付の対象とする。	●死亡診断書又は高度障害を証明する診断書等 (コピー可)	
死亡または労災法3級以上の高度障害	配偶者および18歳未満の子供 5万円	風水害・震災・火災等の住宅災害により被害を受けた場合のみを対象とする。		
住宅・家財等災害見舞金	BⅡ ^(※3) 全壊・全焼・全流失	住宅災害見舞金 ^(※1) 7万円 ----- 家財災害見舞金 ^(※2) 3万円	住宅損害が50%以上かつ家屋・家財の損害金額合計が300万円以上のもの 家屋は居住に絶対必要なもの、家財は日常生活に必要不可欠なものに限る。	●罹災証明書 損害程度の明確なもの (コピー可) ●罹災損害額状況報告書 (センター仕様のもの)
	BⅢ ^(※3) 半壊、半焼、半流失	住宅災害見舞金 ^(※1) 3万円 ----- 家財災害見舞金 ^(※2) 2万円	住宅損害が概ね10%以上かつ家屋・家財の損害金額合計が50万円以上のもの 〔店舗・テラス・ソーラーシステム・車庫・倉庫・納屋・塀などの家屋や高額家財および自動車・販売品は原則として除く。〕	
	床上浸水	住宅災害見舞金 ^(※1) 3万円 ----- 家財災害見舞金 ^(※2) 2万円	損害金額にかかわらず一律支給(住宅・家財の区分あり)	●罹災証明書 (コピー可)
	組合活動中災害見舞金	C 死亡または労災法3級以上の高度障害 組合員 50万円 配偶者および18歳未満の子供 5万円 ----- 組合員 5万円 配偶者および18歳未満の子供 2万円	14日以上入院または、休業、休学 電機連合本部または地協が主催(指示・要請)する組合活動、行事に参加した場合に限る。	●死亡診断書又は高度障害を証明する診断書等(コピー可) ●医師の診断書 (コピー可)

※1. 「住宅災害見舞金」は「本人所有住宅」(持ち家)の人に給付

※2. 「家財災害見舞金」は「本人所有住宅」(持ち家)と「本人非所有住宅」(借家等)等すべての人に給付

※3. 「全壊・全焼・全流失以上」と「半壊、半焼、半流失」と「床上浸水」はいずれも併給しません。

ご相談・お問い合わせは、組合事務所へ